

公 示

令和 7 年度及び令和 8 年度において近畿農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請の時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 72 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 31 日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 31 日

近畿農政局長 相本 浩志

- 1 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
なお、これらの業種の区分については、別紙 1 の業種別区分表に掲げるとおりとする。

記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事契約	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下、「建設業法」という。）第 2 条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等契約	調査、測量及び設計に関する契約

2 申請の時期

令和 7 年度当初からの資格付与を希望する者は、次の(1)又は(2)による。

- (1) インターネットの場合 令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 15 日までの間（令和 6 年 12 月 29 日から令和 7 年 1 月 3 日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く 9：00～17：00））に、建設工事契約の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

また、測量・建設コンサルタント等契約の申請者は、次のホームページアドレスへの

アクセスにより、申請用データを送信すること。

<https://www.pgrc.mlit.go.jp>

- (2) 郵送の場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続きにより申請する場合） 令和6年12月2日から令和7年1月15日（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参による申請は廃止している。

また、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 インターネットを使用して申請をする場合は、2の(1)に掲げるホームページアドレスにアクセスし、令和6年11月1日から令和6年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和6年11月1日から令和7年1月15日までの間に入手するものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、2の(1)に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに(2)の②のエからキまでに掲げる書類を添付し別記2に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

（キに掲げる書類については、郵送に代えて2の(1)に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）

また、地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、令和6年10月31日以降、次のホームページアドレスから入手することができる。

<https://nnppi.maff.go.jp/guide.html>

- (2) 申請書の提出方法 インターネットにより申請する場合は、2の(1)に掲げるホームページアドレスにアクセスし、(1)において作成した申請用データを、(1)において入手したパスワードを入力の上送信する。

なお、経常建設共同企業体等複数の者のインターネットによる申請はできないので、この場合は郵送（書留郵便に限る。）による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が9の(3)の①から⑤に示す合併新設会社等で合併後5年未満の場合には、以下に掲げる①のキの書類を本社（店）が所在する別記1に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に郵送により提出すること。

郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する別記1に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に提出する（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある）。

① 建設工事契約

ア 営業所一覧表

イ 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し（平成 20 年 1 月 31 日付け国土交通省告示第 85 号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の 1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

ウ 業態調書

エ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し

オ 共同企業体等調書（経常建設共同企業体）

カ 共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体）（任意様式）

キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後 5 年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約

ア 測量等実績調書

イ 技術者経歴書

ウ 営業所一覧表

エ 財務諸表類

オ 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

カ 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

キ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

② 申請書等中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4 競争に参加することができない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、経営事項審査の告示第一の一の 2 に規定する審査基準日が令和 5 年 6 月 16 日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の 2 に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の 1 年 7 か月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
- (6) 数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体であって、(1)～(5)のいずれかに該当する構成員を含む者
- (7) 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

5 競争参加の資格及びその審査

- (1) 建設工事契約 4 の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
 - ① 総合数値の算定方法
 - ア 経営に関する客観的事項の審査数値・・・A
 - イ 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・B
 - ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・・・・C
 - 審査結果の総合数値算定方式
 - $A + B + C$
 - ② 各事項の付与数値〔表のため略。〕
 - ③ 共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。
 - ア 経営に関する客観的事項の付与数値
 - a 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の当該完成工事高の合計額

- b 自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
- c 経営状況の数値は、構成員の算術平均値
- d 技術力に係る技術職員数値及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値
- e その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値
- イ 専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
- ウ 工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値

(2) 測量・建設コンサルタント等契約 4の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。

① 総合数値の算定方法

- ア 年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・ A
- イ 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・ B
- ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・ C
- エ 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・・・・・ D
- オ 施行成績の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・ E

審査結果の総合数値算定方式

$$A + B + C + D + E$$

② 各事項の付与数値〔表のため略。〕

6 資格審査結果の通知

資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。

資格がない場合は、文書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記1の「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に同じ。

9 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い 今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

- (3) 合併等により新たに設立された会社等の取り扱い 合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

- ① 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

- (4) 令和 6 年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和 5 年 10 月 29 日から令和 6 年 8 月 30 日までの間に終了するもの）について、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における 4 (5) の規定の適用については、4 (5) 中「令和 5 年 6 月 16 日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日より後」とあるのは、「令和 4 年 10 月 29 日以降」とする。

別記 1 本社（店）所在地及び申請書の郵送先（郵送の場合）

[掲載順序 本社（店）所在地 提出場所]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

近畿農政局農村振興部設計課調整係

〒602－8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

電話 075－451－9161 内線 2516

別記 2 測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

〒104－0042 東京都中央区入船 3－6－14 オーク入船ビル 6 階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

電 話 03－5542－0355

別紙 1

業種別区分表

1. 建設工事契約

業種の区分	内 容
01 土木一式工事	土木工事業
02 建築一式工事	建築工事業
08 電気工事	電気工事業
09 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2. 測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内 容
71 測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量業務
72 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
73 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントに係る業務

74 建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築士事務所業務
75 計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 2 条に規定する計量証明業務
76 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する地質調査に係る業務
77 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタントに係る業務
78 その他	その他登録を受けて営む業務